鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱（令和２年鹿屋市上下水道事業管理告示第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「令和８年」を「令和11年」に改める。

第５条第１項第２号中「令和８年」を「令和11年」に改める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。